

# TRANSACTION

2025年12月4日

各位

会社名 株式会社トランザクション  
代表者名 代表取締役会長 石川 諭  
(銘柄コード 7818: 東証プライム)  
問合せ先 取締役 北山 善也  
電話 03-6861-5577

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月4日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）向け

(1) 割 当 日	2025年12月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(3) 処分価額及び処分総額	1株につき1,062円 ※本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025年12月3日）における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（1,062円）を処分価額とし、当該処分価額に上記の処分する株式の数を乗じた金額63,720,000円を処分総額としております。
(4) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く） 4名 60,000株

## 当社子会社の取締役向け

(1) 処 分 期 日	2025年12月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき1,062円
(4) 処 分 総 額	4,779,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社子会社の取締役 3名 4,500株

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年10月24日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して中期経営計画の目標達成の為のインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年11月28日開催の第33期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額6千万円以内の金銭債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。また、2025年11月27日開催の第39期定時株主総会において、対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額の変更及び対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与を、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法により行うことを可能とするため、本制度の内容を一部改定することにつき、ご承認をいただいております。

上記に加えまして、当社は、2025年10月23日開催の当社取締役会において、当社子会社の取締役（以下「対象子会社取締役」とい、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）並びに当社及び当社子会社の社員（以下、対象取締役等と併せて「割当対象者」と総称します。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりであります。

### 【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は対象取締役に対して報酬等として金銭債権を支給し、対象取締役が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、対象取締役に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度であります。当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当てが無償交付による場合、対象取締役は、当社の普通株式について発行

又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換える現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、割当対象者への割当が現物出資交付による場合、割当対象者は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定いたします。

今回は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の決定を踏まえ、当社グループの業況、各対象取締役等の役位、期待する役割、株価動向等を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役4名に対しては、職務執行の対価として当社の普通株式合計60,000株を、また、対象子会社取締役3名に対しては、対象子会社取締役に付与される当社子会社に対する金銭債権の合計4,779,000円を現物出資の目的として、当社の普通株式4,500株を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結されるプランA乃至Cの各プランにおける譲渡制限付株式割当契約（以下、各プランにおいて「各割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

＜対象取締役向け＞

#### 【プランA】

##### （1）譲渡制限期間

2025年12月23日（以下、プランAにおいて「割当日」といいます。）から当社又は当社の子会社の取締役又は監査役の地位を退任した直後の時点までの期間

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が割当日から第44期（2030年8月期）定時株主総会終結時点の直前時までの期間

（以下プランAにおいて「役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと、かつ、第40期（2026年8月期）から第44期（2030年8月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該5事業年度の累計連結当期純利益が250.2億円以上に達すること（以下、本プランにおいて「本業績目標」といいます。）を条件として、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、プランAにおいて「本割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。なお、役務提供期間中に、当社の取締役の地位を退任（死亡を含む。）した場合は、理由の如何を問わず、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。また、当社の取締役としての金銭報酬を当社に返上した場合においても、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合で、本業績目標を達成している場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

＜対象子会社取締役向け＞

(1) 譲渡制限期間

2025年12月23日（以下、プランB及びプランCにおいて「本処分期日」といいます。）から当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は正社員の地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象子会社取締役が下記に定めるプランB及びCの各プランにおける各役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位にあったこと、かつ、各プランに定める各業績目標（下記に定めます。）を達成することを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、対象子会社取締役向けの各プランにおいて「各割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。なお、各役務提供期間中に、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を退任（死亡を含む。）した場合は、理由の如何を問わず、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。また、当社又は当社子会社の取締役又は監査役としての金銭報酬を当社又は当社子会社に返上した場合においても、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

【役務提供期間】

プランB：役務提供期間3年型

本処分期日から第42期（2028年8月期）定時株主総会終結時点の直前時までの期間

プランC：役務提供期間5年型

本処分期日から第44期（2030年8月期）定時株主総会終結時点の直前時までの期間

【業績目標】

プランB：第40期（2026年8月期）から第42期（2028年8月期）の当社の有価証券報告書に

記載された当該3事業年度の累計連結営業利益が196.5億円以上に達すること

プランC：第40期（2026年8月期）から第44期（2030年8月期）の当社の有価証券報告書に

記載された当該5事業年度の累計連結営業利益が372.5億円以上に達すること

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

各プランにおける譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合で、各プランにおける各業績目標を達成している場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する各割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない各割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

各割当株式は、各プランにおける譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、各プランにおける譲渡制限期間中は、対象子会社取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、各割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するため、各対象子会社取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象子会社取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 対象子会社取締役に対する本自己株式処分における払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

対象子会社取締役に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,062円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上